

第  
2025  
号

READAS  
リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 4月 9日 火曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 東京ドームの年間ボックスシート

**Q** : 当社では、東京ドームのシーズン予約席(年間ボックスシート)を購入しました。この予約席は、主に得意先の接待のために使用する目的ですが、たまには会社の従業員にも使用させるつもりです。

この予約席の購入費用はどのように処理するのでしょうか。

**A** : 交際費として処理することになります。

### 【解説】

プロ野球のボックス席券を得意先に配布するのは、野球見物への招待であり交際費に該当します。たまに従業員へ配布しても、購入の主たる目的が得意先の接待用ですから、交際費として処理することになります。

また、プロ野球のボックス席券を購入すると、その予約席であるボックスシートの背面に社名看板が掲示されるようですが、それは観客の便宜のためのものであり、不特定多数の者に対する広告宣伝効果を意図したものではありませんから、広告宣伝費とすることはできません。

なお、交際費の損金算入時期は、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときとされていますが、野球場のシーズン予約席料は、中途解約しても支払った金額の一部が返金される性格のものとは考えられませんので、特段の事情がない限りその球場における開幕日に交際費に直接関連する行為があったとみて、その日を含む事業年度の交際費として取り扱うことになるものと思われます。

